

別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。 ア 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 イ 路面には、段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。
2 移動等円滑化経路	（1） 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。）とすること。 （2） 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 （3） 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 （4） 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 （5） 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。
3 駅舎等の出入口	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。

	ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。 ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。 エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。 オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。 カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。
4 駅舎等の駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準を準用する。
5 駅舎等の通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、200センチメートル以上とすること。 イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は9の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、10の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。 ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
6 駅舎等の出札、	(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用

案内所等	することができるための空間を設けること。 (2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。
7 駅舎等の階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 主要な階段の踏面及びけあげの寸法は、一定とすること。 イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 ウ 幅は、120センチメートル以上とすること。 エ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。 オ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 カ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 キ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。 ク 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 ケ 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 コ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
8 駅舎等の傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。

	ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ180センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。 (5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。
9 駅舎等のエレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができるとき、次項に定める要件を満たすエスカレーターを設けるととき又は当該高低差のある部分が前項に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。 イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合 (イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合 ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等

	を設けること。 エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。
10 駅舎等のエスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。 ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。 イ 上下専用であること。 ウ 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。 オ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。 カ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。 ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 キ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。 ク 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。 ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。
11 駅舎等の便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。 イ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。

ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。

エ 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。

カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。

キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。

ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。

コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。

サ クからコまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

(2) 前号の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。

ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

	エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設けること。 (2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように配慮すること。 イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。 ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。

13 駅舎等の戸	駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
14 駅舎等の案内板等	(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。 (2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。 (3) 駅舎等の要所に駅の名称を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。 (4) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (6) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (7) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。
15 駅舎等の案内装置等	(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。 (2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。 (3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。 (4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に

	示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。 (5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。 (6) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 (5) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。 (6) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。 (7) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 (8) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優

	れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
17 駅舎等の手すり	(1) 一般旅客が常時利用する主要な通路においては、両側に二段手すりを設けること。 (2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。 (3) 前2号の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。 ア 取付高さは、下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。 エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。 (4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助用手すりを設けること。 ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。
18 駅舎等の券売機	(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。 (2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。 (3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。
19 駅舎等の公衆電話	公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。

	ア 高さは、70センチメートル程度であること。 イ 下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル程度の空間があること。
20 駅前広場	駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。 ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。 イ 駅舎等の出入口付近に必要な応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。 ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 エ 歩行者用通路は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。 カ 必要な応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。 キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。
21 自転車等駐車場	自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。 ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。 イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。 ウ 自転車等の駐車方法は、平置式とすること。 エ 照明設備を設けること。 オ 場内の見通しがきくこと。 カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。
22 こ線橋	こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。

23 踏切道	踏切道は、次に掲げる構造とすること。 ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。 イ 踏切道の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。 ウ 踏切道内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 視覚障害者が多く利用する道路の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、踏切道手前部の点状ブロックに適切に誘導すること。 オ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる（輝度比が確保される措置を講ずることができる場合に限る。）。 カ 視覚障害者が多く利用する踏切道内には、視覚障害者が進行方向を見失うことを防ぐとともに踏切道の外にいと誤認することを回避するため、踏切道内誘導表示（踏切道手前部に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。
24 鉄軌道駅の改札口	(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。 (2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。
25 鉄道駅の乗降場	鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。 イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。

	エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。 オ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。 カ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。 ク 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。 コ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。 サ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 シ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。
26 軌道の停留所	(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。 (5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しない

	ようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。
27 バス停留所	(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。 (2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。 (3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。 (4) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (6) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。 (7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。
28 タクシー乗り場	(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。 (2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。 (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある

	鉄道駅には、第 1 号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ 1 以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。
2 駅舎等の出入口	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、7 の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1 以上の出入口については、段差を解消すること。 ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。
3 駅舎等の駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第 3 に規定する遵守基準を準用する。
4 駅舎等の通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7 の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は 8 の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、9 の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。 ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。

	(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
5 駅舎等の出札、案内所等	(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。 (2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。
6 駅舎等の階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。 エ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。 キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
7 駅舎等の傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下

	の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合には12分の1以下とすることができる。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。
8 駅舎等のエレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 イ 籠の容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合 (イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合 ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。 エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

	オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。
9 駅舎等のエスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。 ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。 ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。 エ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。 カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。 キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
10 駅舎等の便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。 イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。 エ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。

	カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上を受け口の高さが 35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の 1 以上の付近に手すりを設けること。 キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を 1 以上設けること。 ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上設けること。 ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を 1 以上設けること。 コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (2) 前号の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼出し装置等を適切な位置に設けること。
11 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7 の項に定める要件を満

	たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。 (2) 通路等又は乗降場に高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 (3) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。
12 駅舎等の戸	駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
13 駅舎等の案内板等	(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、

	ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。
14 駅舎等の案内装置等	(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。 (2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
15 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書の経路については、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。 (4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。 (5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。 (6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。

	(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
16 駅舎等の手すり	(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。 (2) 前号の手すりは、次に掲げる構造とすること。 ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。 エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。 (3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助用手すりを設けること。
17 駅舎等の券売機	(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。 (2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。
18 鉄軌道駅の改札口	(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。 (2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。
19 鉄道駅の乗降場	鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。

	イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。 エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。 オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。 ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。 ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。
20 軌道の停留所	(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。

	(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。
21 バス停留所	(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のに供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。 (3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。